

(別紙)

## 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた学校施設使用の一部再開 についての注意事項

大和高田市教育委員会

☆必要事項を全て記入したチェックシートを必ず提出してください。

・使用毎にチェックシートをポスト等所定（学校の担当者に確認）の場所へ提出する。

☆施設使用者名簿には、当日使用された方の名前を記入してください。

・使用日以前にExcel ファイルで作成した名簿を提出される場合、または、名簿をコピーして提出される場合は、当日使用されていない方の名前を削除する、二重線を引く等、当日使用された方を把握できるように名簿を作成してください。

・施設使用者の中から新型コロナウイルス感染者が確認された場合、濃厚接触者及び感染経路特定のため、名簿を保健所へ提出する義務があります。

・使用后、施設使用者名簿を学校又は市教委事務局学校教育課（使用后、1～2週間以内）に直接提出してください。

☆学校敷地内に入る前には、必ず、検温を実施してください。

・平熱より高いなど、風邪等の症状がある場合は、施設の使用はできません。

☆使用前、アルコール等による手指の消毒を行ってください。

・必ず石鹸で30秒以上手洗いを行ってください。

・手指の消毒用のアルコールは各自でご用意ください。

☆施設内に立ち入る場合は、常時マスクを着用してください。

・運動時は除くものとする。

☆使用後は、備品・ドアノブ・スイッチ・水道の蛇口等は必ず消毒してください。

・消毒に使用する消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）については市教委で準備します。

・消毒液については、現地備え付けのマニュアルに従って、各自作成いただきますようお願いいたします。

☆食事の際、密を避け、会話を控えてください。

・車座になって食事を囲む等、会話をしながらの食事は行わないようにご注意ください。

※児童・生徒だけでは、施設の使用を許可することができません。施設を使用される際には、必ず団体の代表者または責任者が参加し、管理を行ってください。

※注意事項を遵守し、学校や教育委員会からの指示には必ず従ってください。従われない場合、施設を使用している団体に対して使用を許可することができませんので、ご了承ください。